

## 「人質司法」の解消を求める意見書

2020年（令和2年）11月17日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1 無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人について、殊更に長期間身体を拘束する勾留・保釈の運用（「人質司法」）は、憲法及び国際人権法に違反するものであり、刑事訴訟法の立法者意思に反し、事案の真相の解明を妨げているものであるから、速やかに解消されなければならない。
- 2 「人質司法」を解消するため、刑事訴訟法に「勾留又は保釈に関する裁判においては、被疑者及び被告人の防御権を踏まえ、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被疑者又は被告人に不利益に考慮してはならない」旨を規定するとともに、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を必要的保釈の除外事由として規定する同法89条4号は削除すべきである。
- 3 「人質司法」を解消し、被告人は原則として保釈する運用を実現することを前提として、電子監視制度や在宅拘禁制度は、身体拘束より制限的でない代替措置の一種として、必要な場合に限り、最小限の制限を課すものとして検討されるべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 「人質司法」を解消する必要性
  - (1) 我が国では、被疑者・被告人が犯罪の嫌疑を認めていない事実から罪証隠滅や逃亡のおそれを推認するなどして、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人を殊更に長期間身体拘束する勾留・保釈の運用が行われており、身体拘束は、自白を強要し、無罪主張を困難にさせる手段として機能している。このような勾留・保釈の運用は、「人質司法」(Hostage Justice)と呼ばれ、国際的に批判を浴びている。「人質司法」に象徴される刑事司法の後進性は、我が国に滞在する外国人や、我が国で経済活動を行う外国企業のリスクとして認識されつつあり、社会に重大な不利益を及ぼしている。
  - (2) 「人質司法」というべき勾留・保釈の運用は、過去数十年以上にわたり、

国内外から批判を受け続けながら、今日まで本質的な改善は行われていない。

例えば、郵便不正・厚生労働省元局長事件（2010年に元局長の無罪判決が確定）では、起訴された4人のうち、検察官の筋書きに沿った内容虚偽の供述調書に署名・押印した3人が起訴後速やかに保釈されたのに対し、罪を犯していないからこそ、犯罪の嫌疑を否認し続けた元局長は、起訴から保釈されるまで4か月以上、身体を拘束され続けた。

同事件を契機とした2016年刑事訴訟法改正により、裁量保釈の判断に当たり「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益」を考慮すべきことが明記された（刑事訴訟法90条）。その改正法の成立に当たっては、衆参両院の法務委員会において、同改正法が「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであること」に鑑み、その施行に当たり、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」について、政府及び最高裁判所は格段の配慮をすべきであるとする附帯決議がなされた。

こうしたえん罪事件の発覚やそれを踏まえた法改正の動きを受けて、勾留請求却下率や保釈率は、10年前と比較すれば、上昇傾向にあると認められる。

しかし、現在でも、勾留請求却下及び保釈許可の事例の多くは、被疑者・被告人が犯罪の嫌疑を認めた事例のものである。裁判所及び検察庁は詳細な統計情報を公表していないが、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人が犯罪の嫌疑を認めた被疑者・被告人より長期間にわたり身体拘束される傾向はなお顕著であり、無罪を主張する被告人が起訴後速やかに保釈される事例は「異例」と評されるような状況が今日も続いている。当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計情報によれば、2019年の地方裁判所の通常第一審における保釈率は、自白事件で33.1%、否認事件で28.2%であり、いずれの場合も保釈されることが例外となっている。時期別の保釈率をみると、第1回公判期日の前の保釈率は、自白事件では25.8%であるのに対し、否認事件では12.7%である。勾留期間別の保釈率をみると、起訴後15日以内の保釈率は、自白事件では17.8%であるの対

し、否認事件では7. 1%である。起訴後1月以内の保釈率は、自白事件では23. 3%であるのに対し、否認事件では9. 4%である。このように、無罪を主張している被告人の9割前後が、起訴後1か月を超えても保釈されず、保釈されないまま第1回公判期日を迎えているのが現状である。

無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人を殊更に長期間身体拘束し、身体拘束が自白を強要し、無罪主張を困難にさせる手段として機能している「人質司法」の本質は、いまだ改められたということができない。

(3) 憲法は、公務員による拷問は「絶対にこれを禁ずる」とし(36条)、我が国が1999年に加入した拷問等禁止条約も、締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとるものとしている(2条1項)。

拷問等禁止条約は、「拷問」を「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるもの」と定義している(1条1項)。

身体拘束は、包括的に自由を奪うことにより、身体的にも精神的にも人に重い苦痛を与える行為である。無罪を主張し又は黙秘権を行使することによって生じる身体拘束の長期化は、自白を強要し、無罪主張を困難にさせるのに十分な重い苦痛である。無罪を主張し又は黙秘権を行使する被疑者・被告人は、しばしば弁護人以外の者との接見等も禁止され、更に重い苦痛を与えられている。我が国における身体拘束が、自白を強要し、無罪主張を困難にさせる手段として機能していることは、否定することのできない事実である。検察庁は統計情報を公表していないが、我が国の検察官は、無罪を主張し又は黙秘権を行使する被告人の保釈について、ほぼ例外なく強硬に反対するのに対し、検察官の筋書きに沿った供述をする被疑者・被告人については、保釈を容認し、あるいはそもそも身体拘束を回避するような恩典を与えている。こうした事実を鑑みれば、被疑者・被告人を長期間身体拘束しようとする検察官の行為が、自白を得ること、犯罪の嫌疑を否認し若しくは黙秘する行為について罰すること、又は無罪主張の断念を強要することを目的としている

と認められる場合が少なからず存在することは明らかである。自白を強要し、無罪主張を困難にさせる原因となることを防止する措置が講じられていないにもかかわらず、長期間の身体拘束を容認する裁判官も、それを黙認しているとの批判を免れない。このように、「人質司法」というべき勾留・保釈の運用は、憲法が絶対的に禁止している公務員による拷問に当たる事態を数多く生じさせている。我が国は、拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上の効果的な措置として、「人質司法」を解消する義務を負っている。

- (4) 「人質司法」というべき勾留・保釈の運用は、拷問の禁止に違反するほかにも、多くの点で、憲法及び国際人権法の要請に反するものであり、解消されなければならない。

我が国において、無罪を主張し又は黙秘権を行使した被告人が起訴後も数か月以上にわたり勾留され続けることは通例となっており、勾留期間が1年以上に及ぶことも少なくない。被告人にとっては、裁判を受ける前に自由を奪われ、刑罰を受けるのに等しい。このような事態は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」として適正手続を保障した憲法31条の趣旨に反する。

また、黙秘権を行使している被疑者・被告人について、犯罪の嫌疑を認めていない事実から罪証隠滅や逃亡のおそれを推認するなどして長期間身体拘束することは、自己に不利益な供述をしないことをもって、自由を奪っていることにほかならず、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として黙秘権を保障した憲法38条1項に違反するものである。

さらに、刑事上の罪に問われている全ての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する（自由権規約14条2項、憲法31条）。無罪を主張するということは、無罪と推定される権利を放棄せず、これを積極的に行使しているということにほかならない。無罪と推定される権利を保障するならば、無罪を主張する被疑者・被告人こそ、防御準備のためにも、身体拘束から解放されるべきである。ところが、我が国の勾留・保釈の運用においては、無罪を主張する被疑者・被告人は、罪を犯し、有罪を自認している被疑者・被告人よりも、罪証隠滅や逃亡の「主観的可能性」の程度が大きいと一般にみなされ、不利益に取り扱われている。論理的にも、経験的にも、無罪とされるべき被疑者・被告人と、罪を犯して有罪とされるべき被疑者・被告人とを比較したときに、前者の方により強い罪証隠滅及び

逃亡の動機があるということとはできない。そうであるにもかかわらず、無罪を主張する被疑者・被告人に、より大きな罪証隠滅や逃亡の「主観的可能性」を認め、身体拘束から解放される必要性が大きいのに、逆に長期間身体を拘束するのが、勾留・保釈の運用の現状である。このような勾留・保釈の運用は、本音においては有罪を推定していなければあり得ないものであり、我が国においては、無罪と推定される権利が建前として取り扱われていることが現れている。

- (5) 刑事訴訟法 89 条 4 号は「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を必要的保釈の除外事由として規定しており、今日、無罪を主張する被告人は、ほとんどの事件において、同号に該当すると判断されている。しかし、このような運用は、刑事訴訟法の立法者意思に反するものである。

1948 年（昭和 23 年）第 2 回国会において成立した刑事訴訟法 89 条 4 号の原案は、「被告人が罪証を隠滅する虞があるとき」というものであった。当時の衆議院司法委員会の会議録によれば、ある議員は、旧刑事訴訟法のもとで否認する被告人は保釈が許可されなかったことを指摘し、否認する被告人は罪証を隠滅するおそれがあるということにして、保釈が許されないようにならないか、との懸念を示した。これに対し、政府原案の立案担当者である政府委員は、日本国憲法の施行に伴う応急措置法の施行後、保釈に対する裁判官の考え方が変化しており、保釈の数が増えていることを指摘し、「罪証を隠滅する虞があるとき」の解釈も、実際の適用面においては、旧刑事訴訟法のような運用になることはない旨答弁している（第 2 回国会衆議院司法委員会会議録第 37 号）。また、同政府委員は、別の議員の質問に対し、「被告人が罪証を隠滅する虞があるとき」という規定は、「裁判官が判断することになるわけでありませけれども、その判断は少なくとも合理的でなければならない。その資料とするところのものは、だれが見てもその資料に基けば大体罪証を隠滅すると認められる場合というような場合でありまして、そういう場合においてはある意味で客観的と申せるかと思えます。」と答弁している（第 2 回国会衆議院司法委員会会議録第 39 号）。このような議論を経て、国会は、「罪証を隠滅する虞があるとき」を「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に修正し、現行 89 条 4 号は成立したものである。

このような審議の経過を踏まえると、89 条 4 号の「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、誰が見ても大体罪証を隠滅

すると認められるような資料のある、例外的な場合を想定した除外事由なのであって、無罪を主張する被告人はほとんど同号に該当すると判断されている現状は、立法者意思に反するものであることが明らかである。

(6) 「人質司法」は、刑事裁判の事実認定を誤らせ、事案の真相の解明も妨げている。

身体拘束は包括的に自由を奪うことによって、人に重い苦痛を与えるものである。仕事を失わせるなどして甚大な経済上の不利益を引き起こし、心身の健康にも重大な害悪を及ぼす。無罪を主張すれば長期間身体拘束をされるという事実により、罪を犯していない人が虚偽の自白を強要され、無罪主張を断念させられているのであり、それによって事案の真相の解明が妨げられている事案は無数に存在する。

刑事裁判において適正に事実を認定し、事案の真相を解明するためには、当事者である被告人に十分な防御準備の機会が与えられることが必要である。十分な防御準備は、無罪を主張する被告人にとって、特に重要である。しかし、身体拘束された被告人は、自由に外部と連絡することもできず、自由に資料を探し、検討することもできず、インターネットを利用して調査をすることもできず、弁護人との打合せすらも、時間的・場所的制約を受けている。「人質司法」は、無罪を主張する被告人の防御準備を困難にし、充実した公判審理を通じた事案の真相の解明を妨げている。

さらに、「人質司法」は、取調べを受け、あるいは他の被告人の公判で証人として供述する被疑者・被告人に対し、検察官の筋書きに沿った供述をさせる圧力として機能している。「人質司法」は、供述証拠の内容を歪めることによって、刑事裁判の事実認定を誤らせ、事案の真相の解明を妨げている。

「人質司法」への批判に対して、罪証が隠滅されれば、回復が不能であり、事案の真相の解明が不可能とされるなどとして、長期間の身体拘束が必要であるかのように主張されることがある。しかし、こうした主張は、「人質司法」こそが事案の真相の解明を妨げている事実から目を背けたものであって、検察官の筋書きを認めさせることと、事案の真相を解明することを混同している。事案の真相は、身体拘束という重大な苦痛と恐怖によって歪められた供述証拠によって解明され得るものではなく、被告人の防御権を十分に保障し、充実した公判審理を通じて、初めて解明され得るものである。

(7) 近年の「人質司法」に対する国内外からの批判の高まりを受けて、法務省は、「日本の刑事司法制度は、身柄拘束によって自白を強要するものとはなっ

ておらず、『人質司法』との批判は当たりません。」などとする弁明を公表している。

しかし、無罪を主張し又は黙秘権を行使する被疑者・被告人が長期間身体拘束を受けていることは、統計的にも明らかな客観的事実である。長期間の身体拘束が自白を強要するのに十分な重い苦痛であることも否定する余地はない。被疑者は、最長72時間の逮捕留置中に加え、20日間の起訴前勾留中、弁護人の立会いも許されないまま、連日、長時間の取調べを受けて、自白を要求されている。勾留期限が到来しても、別事件で逮捕・勾留が繰り返されることもある。起訴されると、改めて司法審査が行われることもなく、起訴後勾留が続けられるという運用が、明文規定のないまま、定着している。原則2か月という起訴後勾留期間の制限（刑事訴訟法60条2項）は完全に形骸化しており、起訴後勾留期間の満了を理由に釈放される事例はほとんどない。勾留による拘禁が不当に長くなったときは勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならないという規定（同法91条）も、統計上、ほとんど全く適用されていない。被疑者・被告人にとって、身体拘束は、いつまで続くか分からないという点で、有期懲役刑以上に重い苦痛と恐怖を与えている。身体拘束の苦痛や恐怖によって、虚偽の供述が強要されてきた事実は、過去のえん罪事件で明らかになっている。我が国の刑事司法制度が、身体拘束によって自白を強要するものとなっていることは、残念ながら、否定することのできない事実である。

そればかりか、我が国の検察官は、公然と「被疑者取調べ未了」であることを理由として、刑事訴訟法上10日間が原則とされている起訴前勾留期間の延長を請求している。取調べにおいては、被疑者が黙秘権を行使する意思を明確に表示しても、長時間、取調室に監禁したまま、自白を要求し続けるのが実務の常態となっている。起訴後の保釈の場面においても、検察官は、無罪を主張し又は黙秘権を行使する被告人の保釈について、ほぼ例外なく強硬に反対している。これに対し、検察官の筋書きに沿った供述をする被疑者・被告人については、保釈を容認し、あるいはそもそも身体拘束を回避するような恩典を与えている。無罪を主張している被告人の保釈を裁判所が許可した事案においては、裁判所の判断を非難する匿名の「検察幹部」のコメントが報じられることもある。我が国の検察官あるいは検察庁が、身体拘束を自白を強要する手段とし、それを維持しようとしていることも、否定することは困難である。

法務省の弁明は、このような実態と整合しないものであって、全く説得力を欠いている。

- (8) 以上のとおり、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被疑者・被告人を殊更に長期間身体を拘束する、「人質司法」というべき勾留・保釈の運用は、「拷問」に当たる事例を数多く生じさせるなど、憲法及び国際人権法に違反するものである。そればかりか、現在の運用は、刑事訴訟法の立法者意思に反するものであり、事案の真相の解明を妨げている。「人質司法」というべき勾留・保釈の運用は、速やかに解消されなければならない。

## 2 「人質司法」を解消するための刑事訴訟法改正

- (1) 「人質司法」を解消するため、刑事訴訟法を改正し、「勾留又は保釈に関する裁判においては、被疑者及び被告人の防御権を踏まえ、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被疑者又は被告人に不利益に考慮してはならない」旨を規定すべきである。

我が国の勾留、勾留期間の延長、勾留の執行停止や接見等禁止の裁判において、無罪を主張する被疑者・被告人は、罪を犯し、有罪を自認している被疑者・被告人よりも、罪証隠滅や逃亡の「主観的可能性」の程度が大きいものとみなされ、不利益な取扱いを受けている。

しかし、このような考え方は、無罪と推定される権利を建前として取り扱っていることの現れであり、正当なものではない。その結果として、無罪を主張し又は黙秘権を行使する被疑者・被告人を殊更に長期間身体拘束し、「拷問」に当たる事例を数多く生じさせ、憲法及び国際人権法に適合しない事態に至っている。

我が国には、「人質司法」を解消するため、立法上の効果的な措置を採る義務がある。したがって、その原因となっている運用を改めるため、刑事訴訟法を改正し、上記の旨を規定するべきである。

- (2) さらに、「人質司法」を解消するため、刑事訴訟法 89 条 4 号を削除すべきである。

刑事訴訟法 89 条は、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。」として必要的保釈（権利保釈）を規定したものであり、4 号は、その除外事由の 1 つとして、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるとき。」を定めたものである。

今日、無罪を主張する被告人は、ほとんどの事件において、同号に該当す

ると判断されており、保釈が許可された事案でも、同号に該当するとした上で、刑事訴訟法90条に基づく裁量的な保釈の対象とされていることが多い。このような保釈の運用は、誰が見ても大体罪証を隠滅すると認められるような資料のある、例外的な場合を想定していた立法者意思に反するものであり、保釈されることが原則であると規定した89条を空文化するものである。

このような運用がなされてきた実態を踏まえ、「人質司法」を解消するための立法上の効果的な措置として、刑事訴訟法89条4号は、削除されるべきである。立法者意思に従った解釈を前提とすれば、他の除外事由には該当せず、4号のみに該当する事案は、相当に限定されるはずであり、そのような事案については、身体拘束を継続するのではなく、より制限的でない措置により、罪証隠滅の防止を図るべきである。

### 3 身体拘束より制限的でない代替措置の検討

- (1) 自由権規約9条3項は、裁判に付される者を抑留することが原則であってはならないと規定している。そして、自由権規約委員会は、2014年に採択された一般的意見35号において、「裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、当該事案において抑留の必要性がなくならないかどうかを審査しなければならない」「公判前の抑留に必要性があるとする最初の判断がなされた後、可能な代替措置に照らして、引き続き合理性及び必要性があるといえるかどうかを判断する定期的な再審査がなされるべきである」との見解を示している。包括的に自由を奪う身体拘束は、より制限的でない多様な代替措置を検討したうえで、それらの代替措置では目的を達することができない場合に限り、継続されるべきなのである。

ところが、我が国においては、保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める条件を附することができること（刑事訴訟法93条3項）、勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができること（同法95条）のほかには、身体拘束に代替する公判出頭確保等のための措置は規定されていない。

これに対し、諸外国では、多様な代替措置が用いられており、被告人を釈放した上で、GPS発信装置等を装着して動静を把握する電子監視制度や、発信装置等を装着した上で外出を禁止する在宅拘禁制度が導入されている。

例えば、アメリカ合衆国では、被告人の足首に電子タグを装着し、電子タ

グからシグナルを受信するGPS発信装置を所持させて、保護観察官が運営する監視センターがGPS発信装置の位置情報を把握するGPS型電子監視制度や、被告人の足首に電子タグを装着し、居宅の電話に受信機を設置して、受信機から監視センターに所在確認状況を送信し、一定時間帯に居宅に所在することを確認する在宅拘禁制度が導入されている。

このような電子監視制度や在宅拘禁制度は、被告人のプライバシーを侵害し、行動の自由を制限するものである。したがって、現在の制度の下でも保釈されているような被告人に対し、これらを適用することは、人権制限を拡大することにほかならない。我が国において、そのような人権制限の拡大を正当化するような立法事実は、極めて乏しいというべきである。

(2) 他方で、包括的に自由を奪う身体拘束と比較すれば、電子監視や在宅拘禁が、より制限的でない措置であることは否定できない。身体拘束されている被告人が、電子監視や在宅拘禁を適用することにより解放されることは、望ましいといえることができる。人権制限は必要最小限でなければならないことからすれば、そのような代替措置を整備することが要請されることになる。

我が国においてこれらの制度を導入した場合、現在保釈されている被告人の人権が制限される一方で、保釈が拡大されることは期待できないという見方も有力である。これまで、刑事訴訟法の立法者意思に反し、憲法及び国際人権法にも適合しない勾留・保釈の運用が続けられてきた経緯に鑑みれば、そのような見方は杞憂に過ぎないと軽々に断定することはできない。

しかし、長期間に及ぶ身体拘束は、無罪と推定される被告人に重い苦痛を与えるだけでなく、仕事を失わせるなどして甚大な経済的不利益を与え、心身の健康にも重大な害悪を及ぼしている。それだけでなく、我が国における身体拘束は、自白を強要し、無罪主張を困難にさせ、検察官の筋書きに沿った供述をさせる圧力として機能することにより、刑事裁判の公正さを損ね、事案の真相の解明を妨げている。このような身体拘束の害悪の大きさを考慮すれば、身体拘束より制限的でない代替措置を検討する必要性は否定できない。

電子監視の対象となった場合、所在情報が把握され、記録されるのであるから、通常の被告人が逃亡を図ることはまず不可能となるし、証人等の所在する場所に移動して威迫することも有効に抑止することができる。罪証隠滅についても、所在情報が把握され、記録されることによって、想定可能な態様・方法が限定されることになり、そのことを前提に、その現実的可能性の

有無や程度が検討されるべきことになる。電子監視を併用した在宅拘禁によれば、許可された範囲を逸脱した外出を直ちに把握し、記録することも可能であるから、多くの場合、本来の未決拘禁の目的は、それによって達成できるはずである。これらの措置が整備された場合、刑事施設で身体拘束するのでなければ、本来の未決拘禁の目的を達成することができない事案の数は、相当程度限定されるはずである。将来の運用について楽観視すべきでないとしても、電子監視や在宅拘禁が可能であれば身体拘束が不要であることは明らかであるのに、それらの制度がないために身体を拘束し続けられている被告人が相当数存在することは否定できない。

諸外国で一般的に導入されている電子監視制度や在宅拘禁制度が整備されていないことは、長期間身体を拘束する口実とされることによって、我が国独自の「人質司法」を機能させ、その温存に寄与している面のあることも、否定することは困難である。

- (3) 「人質司法」の解消は先送りの許されない課題であり、「人質司法」を温存したまま、現在の制度の下でも保釈されているような被告人の人権制限の強化を図ることは許されないというべきである。電子監視制度や在宅拘禁制度は、「人質司法」を解消し、無罪と推定される被告人は原則として保釈する運用を実現することを前提とし、身体拘束より制限的でない代替措置の一種として、検討されるべきである。

また、電子監視制度や在宅拘禁制度の導入の検討に当たっては、それらもプライバシーを侵害し、行動の自由を制限する処分であることを踏まえた議論が必要である。そのような監視をする必要性のない被告人に適用されてはならず、長期の実刑が想定される等の事情により保釈保証金のみによっては逃亡を防止することができないと認められる場合や、監視をするのでなければ証人等への加害行為等に及ぶ現実的可能性が認められる場合に限り、適用されるべきである。監視の程度は事案に応じて必要最小限にとどめられるべきであり、常時所在情報を把握するのは、逃亡等のおそれの程度が大きい場合に限定されるべきである。監視の期間も必要最小限に限定されるべきであり、監視の必要性がなくなったときは、速やかに解除されなければならない。当然、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被告人について、殊更にプライバシーを制限し、行動の自由を制限することは、許されるべきでない。これらの点については、被疑者・被告人、家族及び関係者の権利や利益への配慮、関係機関の要員の訓練や透明性の確保等に関する国際的な先例や基準

が十分に考慮されるべきである。

以上